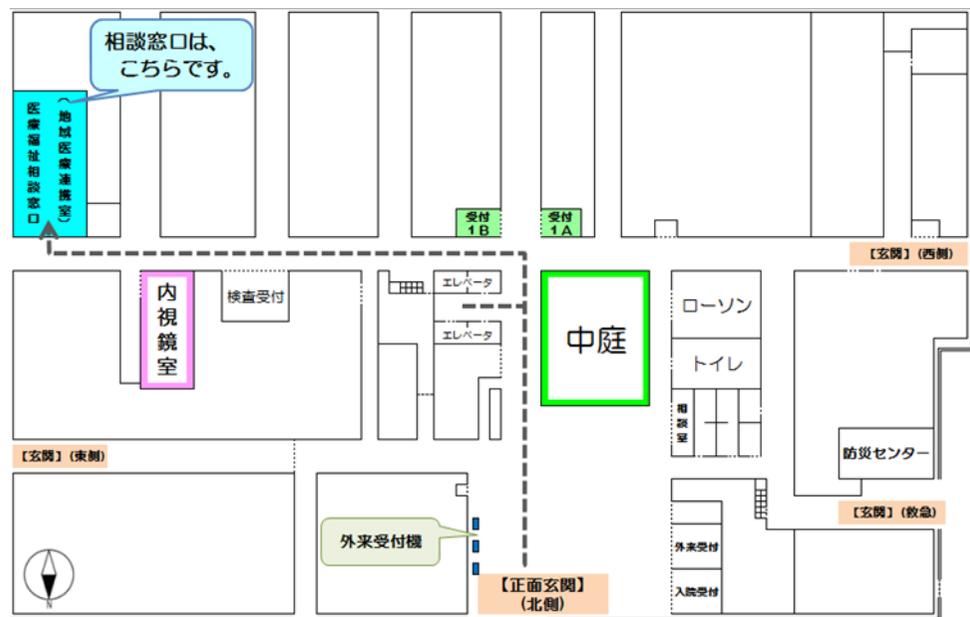


地域医療連携室 案内図



*当院でのご相談やお問い合わせは、
[地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー](#)
でお受けしております。

病 院 名：独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター
住 所：札幌市西区山の手5条7丁目1-1
相談時間：月曜日～金曜日 9時～17時
電 話：011-611-8111(病院代表)
内線(1000・1121・1122・1119まで)

2012.10.10 地域医療連携室作成



身体障害者手帳

国立病院機構 北海道医療センター
地域医療連携室



身体障害者手帳とは、病気やけが等によりお身体に一定の障害をお持ちであると認められた方に交付されます。

《障害認定の条件》

- 一定の障害の条件にあること
- 指定医(資格を持つ医師)が診断すること
- 障害が固定していると診断されていること
(疾患や障害名により異なります)

* 新たな障害の発生や、症状の進行により等級変更の申請が可能です。

《障害の種類》

- ① 視覚障害
- ② 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害
- ③ 肢体不自由
- ④ 脳原性運動機能障害
- ⑤ 心臓機能障害
- ⑥ 呼吸器機能障害
- ⑦ じん臓機能障害
- ⑧ ぼうこう又は直腸機能障害
- ⑨ 小腸機能障害
- ⑩ 肝臓機能障害
- ⑪ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

《申請に必要なもの》

- ① 身体障害者手帳交付申請書(申請窓口にあります)
- ② 身体障害者手帳診断書・意見書(医師が記載します)
* 当院では文書料金として 4,200 円いただいております
* 当院での診断書の記載に関しては、主治医に相談の上、受付⑨番文書窓口での申し込みとなります。
- ③ 写真(縦 4 cm×横 3 cm) * スナップ写真可

《申請方法》

お住まいの区役所の保健福祉課(市町村役場の福祉係)へ申請してください。

《交付時期》

申請より概ね 1~2 週間後に交付されます(札幌市の場合)。

《受けられるサービス》

サービス内容は自治体により異なりますが、等級によって医療費の助成・税金控除・各種手当・交通割引・車いす等の補装具費の給付や障害者自立支援法による訪問介護等のサービスがあります。

詳しくはお住まいの区役所保健福祉課(市町村役場の福祉係)にお尋ね下さい。

~重度心身障害者重度医療費受給者証について~

身体障害者手帳 1~2 級、内部障害は 3 級まで(札幌市の場合)を取得した場合、手帳交付時に重度心身障害者医療受給者証が発行され、医療費の一部が助成になることがあります(所得制限あり)。

* また障害のある方の手帳には、他に療育手帳や精神障害者手帳もございます。

